

問 石岡保健センター TEL 24-1386 八郷保健センター TEL 43-6655

子育て中のみなさん

行事名	対象者	日にち	時間	会場
マタニティスクール (要申込)	バースビクス パパママスクール	30日(金) 18日(回)	9:30～12:00 8:30～12:00	八郷保健センター
4～5か月児健診	平成31年3月生	6日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
1歳児健康相談	平成30年8月生	2日(金)	12:50～13:20	八郷保健センター
1歳6か月児健診	平成30年1月生	20日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
2歳児母子歯科健診	平成29年5月生	7日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
3歳児健診	平成28年5月生	28日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
子育て相談室 (要申込)	妊産婦・乳幼児	月～金 (祝日を除く)	9:00～16:00	子育て世代包括支援センター 石岡 TEL 24-1390 八郷 TEL 43-6655

こころの健康

精神デイケア (要申込)

- 日にち：7日(水) (八郷保健センター)
- 時間：9:30～11:00

こころの健康相談 (要申込)

- 日にち：19日(木) (石岡保健センター)
7日(水) (八郷保健センター)
- 時間：13:30～15:30

こころといのちの電話相談

- 日にち：13日(火)
- 時間：9:00～12:00・13:00～16:00
TEL 43-6655 (八郷保健センター内)

健康相談・健診結果説明会 (要申込)

- 日にち：19日(木) (八郷保健センター)
21日(水) (石岡保健センター)
- 時間：9:30～11:00

内科・小児科緊急診療

問 石岡市医師会病院 TEL 23-3515

〈休日〉4・11・12・18・25日

受付：9:00～11:30
13:00～15:30

〈夜間〉3・4・10・11・12・17・18・24・25・31日

受付：18:00～21:30

休日診療 (休日診療当番医)

受付：9:00～11:30・13:00～15:30

〈外科〉

日にち	当番医	電話番号
4・11・18	石岡市医師会病院	22-4321
12	石岡循環器科脳神経外科病院	58-5211
25	八郷整形外科内科病院	46-1115

〈歯科〉

日にち	当番医	電話番号
14	医療法人雄愛会 いとう歯科医院	26-8088
15	岡崎歯科診療所	22-2756
16	南台歯科医院	26-7687

急な病気やケガのとき

■茨城子ども救急電話相談

短縮ダイヤル# 8000
またはTEL 03-5367-2367

■茨城おとな救急電話相談

短縮ダイヤル# 7119
またはTEL 03-5367-2365
(共通) 相談日時/24時間 随時受付(4/1より)

■夜間・土日祝日に診察できる病院の案内

問 石岡消防署 TEL 23-0119

八郷消防署 TEL 43-6491

※日曜、祝日に開いている薬局
(調剤)は石岡薬剤師会 HP から
<http://ishiokayakuzai.blog.fc2.com>



8月の市役所相談

8月の各種相談

- 法律相談**(要申込・1人30分)
 日時／6・13・20・27日☎
 午後1時～4時
 場所／6日☎は八郷総合支所、その他は石岡市役所
 問 秘書広聴課(本庁)
 Tel 23・7274
- 行政相談・登記相談・許認可相談**
 日時／1日☎午後1時～3時
 場所／石岡市役所
 問 秘書広聴課(本庁)
 Tel 23・7274
- 女性のための困りごと相談**
 日時／8・15・22日☎(要申込)
 午後1時30分～4時
 場所／石岡市役所
 問 政策企画課(本庁)
 Tel 23・7277
- 休日納税相談**
 日時／3・10・17・24・31日☎
 午前9時～午後4時
夜間納税相談
 日時／7・14・21・28日☎
 午後5時15分～7時
 場所(共通)／石岡市役所
 問 収納対策課(本庁)
 Tel 23・7296
- 心配ごと相談**
 日時／9・23日☎
 午後1時～3時
 場所／国府地区公民館
 日時／1・29日☎
 午後1時～3時
 場所／農村高齢者センター
 ※受付は午後2時30分まで
 問 社会福祉協議会
 Tel 22・2411
- 身体障害者(児)・戦傷病者補装具等巡回相談**
 日時／21日☎
 午後1時30分～3時
 場所／ワークヒル土浦
 問 社会福祉課(本庁)
 Tel 23・5569
- 年金無料相談会(要申込)**
 日時／6日☎
 午前10時～正午、午後1時～3時
 問 常陽銀行石岡支店
 Tel 23・1202
- 教育相談**
 日時／☎～☎ 午前9時30分～正午・午後1時～5時
 問 教育相談室(府中小学校内)
 Tel 24・5519

生活ホットライン 身近な消費生活トラブルの予防と対策



電気の契約切り替え
 トラブルにご注意!

問 消費生活センター
 (石岡市役所本庁内) Tel 22-2950
 受付時間／☎～☎の午前10時～正午
 午後1時～4時30分

電力の小売り自由化以降、電話勧誘や訪問販売により「いつの間にか契約会社が変わってしまった」という電力切り替えに関するトラブルの相談が多く寄せられています。

相談事例

知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなる。電気料金の明細を教え

てほしい」と電話があった。よく分からずに言われるまま検針票に書かれた番号などの情報を伝えると封筒が届いた。

数日後「書類は届いていますが」と電話があり、そこで初めて電気契約の切り替え手続きの書類が送られていたことが分かった。

1週間前の電話で契約の申し込みをしたことになっていたらしい。

アドバイス

I. 現在契約している大手電力会社やその関係者を名乗るなど、事業者名をはっきり伝えずに電話勧誘をする事例や、消費者側には切り替えの意思がないにもかかわらず電力会社が一方的に切り替えてしまったという悪質な事例もあります。

電力会社から電話で勧誘を受けた場合、事業者名や連絡先を確認するとともに、自らの意思をきちんと伝えることが大事です。切り替えの必要性をよく考え、必要がなければきっぱり断りましょう。

II. 消費者が電気の契約を切り替える場合、①契約者名義②住所③顧客番号④供給地点番号が必要になり、これらの情報は、現在の契約先が発行する検針票に記載されています。これらの情報を聞かれた場合、切り替えを検討する意思がなければ答えないようにしましょう。

III. 小売電気事業者から電話で勧誘を受け、電気の契約の切り替えについて承諾した場合、法定の契約書面を受け取った日から8日以内であれば原則としてクーリング・オフができます。小売電気事業者に言われるがまま契約してしまったとしても慌てずに対処しましょう。